



日本薬剤学会「薬と健康の週間」懸賞論文募集のご案内

本学会では、昨年に引き続き「薬と健康の週間」への協賛として、薬学を学んでいる若い学生を対象に広く論文を募集致します。皆様、奮ってご応募下さい。

対 象	薬学部学生である者（大学院生は不可・教養学部等では薬学部進学予定者）。
締 切 日	2020年10月19日（月曜日）
懸 賞	賞状と副賞を授与致します。
発 表	入選者は本人に通知するとともに、応募論文を本学会誌「薬剤学」に掲載致します。
テ ー マ	<p>テーマ：感染症対策において薬剤師に期待すること、薬学の役割</p> <p>趣意説明：</p> <p>オリンピックイヤーで盛り上がるはずだった2020年は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、これまでに経験したことのないような社会問題が数多く起きています。そのような状況下で、病院、薬局、保健所などで働く多くの医療従事者はそれぞれの専門を行使し、国民全体への対応に当たっています。</p> <p>薬剤師は薬の専門家として社会に貢献する使命を担っています。新型コロナウイルスや新型インフルエンザも含め、感染症に対して薬剤師の職能で国民から期待されること、あるいは薬学が果たすべき役割とは何でしょうか。未来を担う薬学生として自由な発想をもって、臨床、研究、教育、あるいは行政などあらゆる面から、「感染症対策において薬剤師に期待すること、薬学の役割」についての具体的な意見やアイデアを論文にまとめてください。その際に、※「医薬分業」の観点からもまとめてください。</p> <p>※「医薬分業」について（永井恒司 編集委員会顧問より）</p> <p>2019年3月6日は国際薬学連合（FIP）が、日本薬剤学会の「医師の調剤」の廃止運動の支援を決定し国際的に公表した極めて大事な日です。学生のときから、この日を大事に思う習慣を身につけ優れた薬剤師に生長されるよう切望します。</p> <p>医師・薬剤師は、それぞれ医師・薬剤師の専門が行使し、つまり「医薬分業（以下分業）」が実施されるもとの、医師であり、薬剤師であり得ます。隣の韓国は2000年に分業を達成しています。分業は“先進国”の象徴であり、それが実施されていない国は、医療未開発国と言わざるを得ません。現下の“新型コロナウイルス”問題について、“専門”分野としての発言を求められなければ、日本はそのレベルが低いせいで、TVをはじめ、世間で、お声が掛からないでしょう（世間に持てはやされるばかりが能でないこと承知しておりますが）</p> <p>日本は、医師が、薬剤師固有の職業である調剤を侵し、医師法第22条・歯科医師法第21条・薬剤師法第19条の例外規定により、先進国で唯一「医師の調剤」（特に処方鑑査）が許されています。欧米には、医薬の安全を保証する目的で分業が紀元前に発祥し、1240年に法制化された歴史があり、世界の医療事情の中で、「医師の調剤」には最も恥ずかしい史実であると言えます。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>



応募要領	<p>前項のテーマを題名に以下書式で作成した論文を、Email1 に添付し本学会事務局に提出</p> <ol style="list-style-type: none">1.冒頭に氏名（ふりがな）・大学名・学部名・学年・Email アドレス・連絡先住所・電話番号を記載2.冒頭のコンタクト情報を除き 1,600 文字以内3.Microsoft Word 形式のファイル
お問合せ ・ 提出先	<p>公益社団法人日本薬剤学会事務局</p> <p>〒112-0012 東京都文京区弥生 2-4-16 学会センタービル 4F</p> <p>Email: secretariat@apstj.jp Phone: 03-6277-4351 Fax: 03-5844-6290</p>